

## 犯罪被害にあうとどのような状況になるのでしょうか

### ●心身の不調

- ・何も考えられない、眠れない…
- ・後遺症に苦しめられる

### ●生活上、経済上の問題

- ・仕事や学校に行けない
- ・転居が必要になる
- ・家事や育児への支障
- ・治療のための医療費負担

### ●捜査・裁判に伴う負担

- ・捜査協力などの負担
- ・弁護士費用などの経済的負担

### ●二次的被害による苦しみ

- ・周囲の理解又は配慮に欠ける言動
- ・インターネット等による誹謗中傷
- ・報道機関による過剰な取材など

### ●再被害への不安

- ・加害者からの報復など危害が加えられるのではという不安や恐怖

## 被害にあったかたの気持ち

どうしたら  
いいのかわからない

そっとして  
おいてほしい

家事や  
買い物の手伝いを  
してほしい

話し相手に  
なってほしい

プライバシーなどへの  
気配りをしてほしい

## 岡崎市以外の相談・関係窓口

### 岡崎警察署

- ◆犯罪被害に関する相談、  
犯罪被害者等給付金の支給等
- TEL: 0564-58-0110 (代表)

警察庁 犯罪被害者等施策 [検索](#)

### 愛知県犯罪被害者等のための総合的対応窓口

(愛知県防災安全局県民安全課)

- ◆愛知県の各種支援制度  
(見舞金、法律相談費用・転居費用助成金等)
- TEL: 052-954-7545

※月～金曜日 9:00～17:15(祝休日・年末年始を除く)

愛知県 犯罪被害者等支援 [検索](#)

### 被害者サポートセンターあいち

(愛知県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」)

- ◆電話相談、法律相談、カウンセリング、  
裁判所等への付き添い等の各種支援
- TEL: 052-232-7830

※月～金曜日 10:00～16:00(祝休日・年末年始を除く)

### 性暴力救援センター日赤なごや なごみ

(性犯罪・性暴力被害者支援窓口)

- ◆被害直後から総合的な支援を  
ワンストップで実施

TEL: 052-835-0753 (24時間365日)

全国共通短縮ダイヤル #8891

### 法テラス三河 (日本司法支援センター)

- ◆刑事手続きに関する情報提供や犯罪被害者等  
支援の経験・理解のある弁護士紹介等
- TEL: 0120-079714

※月～金曜日 9:00～21:00・土曜日 9:00～17:00  
(祝休日・年末年始を除く)

法テラス 犯罪被害者支援 [検索](#)

### 愛知県弁護士会

- ◆電話による無料相談や、  
弁護士費用援助制度等のご案内
- TEL: 052-203-1651 (代表)

愛知県弁護士会 被害者支援 [検索](#)

あなたや、あなたの大切な人が  
犯罪被害にあったら…  
どうしたらいいのでしょうか？  
何ができるのでしょうか？

## 犯罪被害者等支援

いつ、だれに起こるかわからない  
犯罪被害は、決して他人ごとではありません。  
犯罪にあわれたかたやそのご家族、  
ご遺族を皆で支える、  
安心して暮らせる地域社会の実現をめざして、  
「岡崎市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。  
自分ごととして、ともに支援への  
理解を深めていきましょう。

### 岡崎市犯罪被害者等支援 総合的対応窓口

岡崎市市民安全部  
防犯交通安全課 市民相談係

TEL 0564-23-6493

FAX 0564-23-6570

月～金曜日 8:30～17:15  
(祝休日・年末年始を除く)

E-mail anzen@city.okazaki.lg.jp



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギョウとちゃん」

## 周りの人にできること

### 【心情に添わない不適切な言葉や態度の例】

「この程度で済んでよかったね」

⇒励ましのつもりでも、事件を小さくとらえたり  
比べたりしないようにしましょう。

「あなたがきちんと気をつけていたら」

⇒被害者はただでさえ自分を責めがちです。  
悪いのは加害者です。

「いつまでも泣いていては…もう忘れなさい」

⇒被害者が感情を出すことを妨げないように  
しましょう。忘れることはできません。

- ・よそよそしく遠巻きにする態度
- ・個人的な興味関心で根掘り葉掘り聞く

※時期や状況、関係性によっても感じ方は異なります。

### 【うれしかった言葉や態度の例】

- ・常に気にかけて見守っていることを  
言葉や態度で表してくれた
- ・ただ黙って話を何回でも  
聴いてくれた
- ・被害前と同じ態度で  
接してくれた



## 心に寄り添った周囲の温かさが 回復を助けます

- ・被害前の人間関係の延長でできることを  
考えましょう。
- ・負担なくできる具体的な  
手助けを考えてみましょう。
- ・相談窓口の紹介（裏面参照）



## 条例に基づく支援事業

※★印の支援事業は、令和6年4月1日以降に発生した犯罪について適用します。また、事業により、要件や申請期限、書類の提出が必要な場合があります。

**対象となる犯罪** 殺人、強盗、傷害、不同意性交等、不同意わいせつ等の故意により人を死傷させる犯罪（過失による犯罪は対象外）

**対象者** 犯罪被害者本人及び配偶者（事実婚含む）、子（養子縁組含む）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

※岡崎市又は愛知県のパートナーシップ、ファミリーシップ含む

※犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、岡崎市内に住所を有していたかた

### 犯罪被害者等支援金★

**遺族支援金** 30万円（第1順位遺族が対象）

**重傷病支援金** 10万円

**精神療養支援金** 2万5千円

### 日常生活支援★

#### ホームヘルプサービス

ホームヘルパー派遣による家事、育児、介護の支援（上限60時間）

#### 配食サービス

食事（弁当）を居宅へ配達（上限30日間）

### その他の主な取り組み

相談及び情報の提供等

住まいの安定

精神的な被害の軽減又は回復

広報及び啓発

## 岡崎市犯罪被害者等支援条例 — 令和6年4月1日施行 —（抜粋・要旨）

### 基本理念

- ・犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重されるよう、配慮して行うこと
- ・犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に適切に適切に行うこと
- ・市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携、協力して行うこと

※犯罪被害者等…犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族

### 市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担をふまえて犯罪被害者等の支援に必要な施策を策定し、実施する。

### 市民の責務

市民は、支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努める。

### 事業者の責務

事業者は、被害に係る刑事等の手続に適切に関与し、犯罪被害者等が被害の回復に取り組むことができるようその就労及び勤務について配慮する。



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギョッとちゃん」